⑵　入札説明会の日時及び場所　平成27年12月18日14時00分　国立感染症研究所感染研第三会議室
⑶　入札書の受領期限　平成28年２月１日12時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成28年２月２日11時00分　国立感染症研究所感染研第三会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて別に定める暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Jyunso Miyahara, Director General of Administration Bureau, National Institute of Infectious Diseases
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in National Institute of Infectious Diseases contract 1,800kW. The estimated electricity 8,798,568kWh
⑷　Delivery period : From 1 April 2016 through 31 March 2017
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B, or C on “sale of products” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015
④　prove to have no false statement in tendering documents
⑤　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑥　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with article 16—2, section 1 of the same law
⑦　fulfill the requirement Mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing $CO_2$
⑧　Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑨　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 February 1, 2016
⑻　Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, National Institute of Infectious Diseases, Toyama 1—23—1 Shinjuku-ku Tokyo 162—8640, Japan TEL 03—4582—2637
⑼　Others
①　Language : Japanese
②　Current money : Japanese yen

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月７日
支出負担行為担当官
大阪航空局長　加藤　隆司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
**○阪空経第571号**
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　調達物品及び数量　那覇空港20kVAシェルター型発電装置一式の製造（電子入札対象案件）
⑶　調達物品の特質等
ディーゼル機関駆動交流発電装置（20kVA）１台
低圧自動制御盤　１面
シェルター本体（W2300×L6550×H2500）１台
詳細は仕様書による。
⑷　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑸　納入期限　平成28年８月31日
⑹　納入場所　沖縄県那覇市安次嶺531―３（那覇空港事務所）
⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札時までに「物品の製造」でＡ等級に格付けされている者。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　大阪航空局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　次に掲げる要件を有する者であること。
１）平成12年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造した実績を２件（契約）以上有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「ディーゼル機関」又は「発電機及び自動制御盤」を自ら設計・製造し、それらの直結・艤装を自ら実施していること。
なお、同種物品とは、定格出力20kVA以上の「ディーゼル機関発電装置」をいう。
２）調達物品の設計・製造を行うために必要な組織体制を有する者。
３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。
４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。
５）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。